



平成 22 年 9 月 15 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

行財政構造改革審議会会長 平松 一夫

平成 21 年度における行財政構造改革推進方策の実施状況等について（意見）

平成 22 年 7 月 26 日付け諮問第 36 号並びに 9 月 1 日付け諮問第 51 号及び諮問第 52 号で諮問のあった標記のことについて、別添のとおり意見を提出します。

行財政構造改革審議会

平成 21 年度における行財政構造改革推進方策の実施状況等について（意見）

平成 22 年 9 月 15 日

はじめに

厳しい社会経済情勢等を背景に、将来の展望が開けない閉塞感が社会を覆っている。この閉塞感を打破するため、県民に明るい将来像を示し、兵庫の未来を切り開いていくための基本の確立が不可欠である。

行財政構造改革は、時代の変化に対応し、県民の要請に的確に応えることのできる持続可能な県政基盤を確立するものである。多様な価値観が共生するなかであって、行政サービスのあり方を見直し、再配分を行っていくためには、既存の見方にとらわれず、様々な課題を横断的にとらえる姿勢が必要である。また、早期に改革効果があられる対策の具体化を図り、県民に将来の見通しや展望を示していくことも重要である。

改革にはもとより反発も予想されるが、これらをも建設的な意見としながら、失敗を恐れずに、世界に開かれた兵庫の強みを生かして、明るく希望のある兵庫づくりに取り組まれない。

1 総括意見

平成 21 年度においては、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、経済・雇用対策を最優先課題としつつ県民生活の安定を図るなかで、新行革プランに基づき、地方機関の再編や定員の削減、事務事業や投資事業等の行政施策の見直し、公社等の統合など各分野における取組みが計画どおり推進されている。この結果、財政運営の 8 つの基本方針も概ね達成されている。

しかしながら、平成 21 年度当初予算で生じた 1,170 億円の収支不足額は、年間収支において縮減されているが、依然として 777 億円にのぼっている。収支不足は、現行の財政フレーム試算において平成 28 年度まで生じると見込まれていることから、不退転の決意のもと、改革を引き続き強力で推進されたい。

(1) 平成 21 年度の財政運営について

歳入は、県税等が景気悪化の影響を受け平成 21 年度当初予算に比べ 78 億円の減となっている。地方交付税等については、普通交付税が当初予算から 140 億円減となったものの、法人関係税等が地方交付税の算定の前提とされた基準から減収となる場合に発行が認められる減収補てん債を 351 億円発行したこと等により 218 億円増となっている。また、国庫支出金等については、経済・雇

用対策や台風9号災害等の緊急対策などの財源として活用したことから1,008億円増の9,171億円となっている。この結果、歳入全体では当初予算から1,397億円増の2兆1,400億円となっている。

歳出については、人件費が人事委員会勧告を踏まえた期末・勤勉手当の改定などに伴う減や退職手当の減等により当初予算に比べ172億円の減となっている。また、公債費も県債発行利率の確定等に伴い23億円の減となっている。一方、行政経費が、国の経済対策基金を活用した事業の実施などにより558億円の増、投資的経費が、経済・雇用対策や台風9号等災害対策の実施に伴い523億円の増となったことから、歳出全体では当初予算から1,004億円増の2兆2,177億円となっている。

収支不足額は、当初予算の1,170億円から393億円改善したものの、依然として777億円生じたことから、財政フレーム上の財源対策の枠内で、退職手当債の発行300億円、行革推進債の発行230億円、県債管理基金の活用249億円により対応されている。

(2) 財政指標（平成21年度）について

平成21年度の財政状況を示す財政指標については、県債残高が、経済・雇用対策の実施に伴う県債の追加発行により当初予算時の見込みを27億円上回っているものの、全体としては、概ね財政フレームの想定する範囲内であると認められる。

プライマリーバランス(当初予算130億円黒字 決算236億円黒字)

- ・ 臨時財政対策債及び減収補てん債を除く県債発行額の減や県債管理基金活用額の減等により、当初予算見込みより106億円改善し236億円の黒字となっている。

実質公債費比率(単年度(平成21年度):当初予算23.7% 決算22.2%)

(3カ年平均(平成19~21年度):当初予算21.5% 決算20.7%)

- ・ 県債発行利率の確定に伴う公債費の減や、県債管理基金の積立不足率が、基金活用額の減に伴い改善したことなどにより、単年度で1.5ポイント、3カ年平均では0.8ポイント改善している。

県債残高(臨時財政対策債及び減収補てん債を除く)

(当初予算3兆3,520億円 決算3兆3,547億円)

- ・ 追加の経済・雇用対策に伴う補正予算の執行による県債発行額の増等により、当初予算より27億円増の3兆3,547億円となっている。

将来負担比率(当初予算384.5% 決算366.4%)

- ・ 追加の経済・雇用対策に伴い県債残高は増となったものの、交付税措置の手厚い県債や国の基金を活用したことなどにより県債残高に対する交付税

措置率が改善し、実質的な県債残高が約 1,500 億円減少(平成 21 年度末の実質的な県債残高 2 兆 3,629 億円)している。この結果、当初予算より 18.1 ポイント改善し 366.4%となっている。

県債管理基金活用額(当初予算 490 億円 決算 249 億円)

- ・ 収支不足額の改善に伴い、当初予算より 241 億円減の 249 億円となっている。

県債管理基金積立不足率(当初予算 71.8% 決算 65.2%)

- ・ 県債管理基金の活用額が 241 億円減となったことから、当初予算より 6.6 ポイント改善し、65.2%となっている。

経常収支比率(当初予算 102.7% 決算 98.3%)

- ・ 人件費が人事委員会勧告を踏まえた改定に伴い減となったこと、公債費が実績で減となったことから、当初予算より 4.4 ポイント低下し、98.3%となっている。

2 各分野に係る意見

各分野における取組みは概ね新行革プランどおりに進捗している。今後とも、3年目の総点検にあわせて、積極的に改革を進められたい。

(1) 組織

平成 21 年度の取組みについて

- ・ 平成 20 年度に行った本庁組織の見直しに引き続き、県民局本局組織について、5 部体制の廃止等の簡素合理化や、地域事務所の統合再編(111 事務所から 71 事務所)など、計画どおりに取り組まれている。

今後の改革の推進について

- ・ 本庁・地方機関の組織再編の効果・課題を十分に検証・評価しつつ、県政課題への的確な対応を基本に、地方分権改革の進展や社会経済情勢、国の政策動向、県と市町との役割分担等も踏まえ、簡素で効率的な行政体制の構築に引き続き努められたい。
- ・ 特に県民局については、平成の市町合併から一定期間が経過したことや、中核市への移行(西宮市[平成 20 年 4 月 1 日]、尼崎市[平成 21 年 4 月 1 日])など市町行政体制の状況等を踏まえ、今後の県と市町との役割分担のあり方等も含め検討されたい。

(2) 定員・給与

平成 21 年度の取組みについて

ア 定員

- ・ 平成 30 年度までに概ね 3 割の定員削減を行うこととされている一般行政部門等（平成 21 年度目標 527 人）において、定数では 527 人、現員では 536 人削減している。また、法令等に配置基準が定められている警察官、教員などについては、適正に配置されるなど、概ね計画どおりに進捗している。

イ 給与

- ・ 給与の見直しについては、人事委員会勧告を踏まえた対応（期末・勤勉手当の支給月数 0.35 月等）はもとより、行革上の措置として、全ての職員を対象とした給料等の減額措置が、平成 20 年度に引き続き新行革プランの方針どおり実施されている。

今後の改革の推進について

- ・ 一般行政部門等の定員削減については、課題に応じた機動的な職員配置、事務改革の取組み等による事務事業の廃止・縮小や業務執行の効率化など組織のスリム化を図るなかで、行政サービスの質的向上や、県民のくらしや安全安心の確保にも留意しつつ、計画的に推進されたい。
- ・ 給与の見直しについては、国及び他府県の職員並びに民間事業所の従事者の給与の状況、本県の財政状況等を踏まえ、職員の意識にも留意しつつ、行革上の措置の継続も含めて検討し、適切に対応されたい。

(3) 行政施策

事務事業

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 私立学校経常費補助や老人医療費助成事業、乳幼児等医療費助成事業などの個別 38 事業をはじめ、政策的経費は計画どおり見直しが行われている。また、一般事務費は平成 20 年度からさらに 3 億円の削減、施設維持費は平成 20 年度からさらに 6 億円削減するなど抑制が図られており、計画どおりに進捗している。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 県民のくらしや安全安心の確保に努めながら、時代の変化に的確に対応する施策展開を図るため、選択と集中をさらに徹底されたい。なお、各種施策の見直しに伴い、県民に過度の負担が生じることのないよう配慮されたい。
- ・ 後期高齢者医療制度や障害者自立支援医療の見直しなど国の制度改正や他団体の実施水準等との均衡等を踏まえた見直しを推進されたい。
- ・ 市町との役割分担や支援のあり方については、分権改革の進展や市町行政体制の状況等を踏まえたうえで検討されたい。

- ・ 事務事業の見直しやコスト削減を図りつつ、職員が県民や市町、企業等との間で意見交換や情報収集を行うための活動経費は確保されたい。
- ・ 研究開発助成など助成金については、事前の審査や事後の評価を十分に行われたい。
- ・ 平成 20 年度から導入した「予算節約インセンティブ制度」(予算執行の工夫による節約額を翌年度の予算要求枠に加算) の活用などにより、予算の使い切り意識を払拭することで、執行段階における工夫・改善をより一層推進されたい。

投資事業

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 経済・雇用対策の一環として実需要を喚起するため、後年度事業の前倒しや補正予算による公共事業等の追加を行うとともに、台風 9 号等災害に伴う復興事業に取り組まれている。この結果、国庫補助事業が平成 21 年度当初予算から 343 億円増の 1,540 億円、県単独事業が 186 億円増の 1,290 億円、総額で 529 億円増の 2,830 億円となっている。また、台風 9 号等の災害復旧事業費は、227 億円となっている。

なお、事業の実施にあたっては、後年度事業の前倒しに加え、国の交付金や交付税措置の手厚い補正予算債を活用しているため、一般財源の追加負担は、後年度も含めてほとんど生じていない。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 経済・雇用対策や災害復旧事業などの臨時的な事業については、今後とも、財源措置の状況を踏まえ、必要に応じて機動的に実施されたい。
- ・ 投資規模については、国の公共事業の動向や、直近の他府県の投資水準等を勘案し、その適正化を検討すべきである。
- ・ 今後、増加が見込まれる老朽化施設への対応などの課題に対処するために、「まもる」「つくる」「つかう」の分野間のシフトをさらに推進されたい。
- ・ 老朽施設の修繕・更新にあたっては、アセットマネジメント手法を導入した施設の長寿命化により、その総コストの低減等に取り組まされたい。

公的施設

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 新行革プランにおいて市町への移譲等を行うこととしている 9 施設のうち 2 施設 (淡路香りの公園、たんば田園交響ホール) については、移譲することで合意されている。また、公募による指定管理者の選定 (東播磨生活創造センター、県民会館など 11 施設、県営住宅 153 団地) も計画どおりに実施されている。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 市町に移譲予定の施設について、その可否を見極めていくことが必要である。また、施設の設置目的や利用実態を踏まえ、管理水準を含めた施設管理のあり方について検討されたい。
- ・ 指定管理者制度導入の成果や課題等の評価を踏まえつつ、公募の拡大や公設民営方式の導入など、民間事業者のノウハウをさらに活用し、効率的で質の高い施設運営を図られたい。
- ・ 社会経済情勢の変化等により設置目的を達成している施設については、廃止を含めてそのあり方を検討されたい。

試験研究機関

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 技術相談等の業務に係る数値目標や外部資金の獲得目標については、概ね達成されている。また、旧健康環境科学研究センターの再編（衛生部門を生活科学総合センターと統合、環境部門を外郭団体へ移管）など計画どおりに実施されている。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 限られた専門人材を活用するなかで、事業者や消費者等のニーズに即した業務のさらなる重点化を図りつつ、製品や農林水産物の競争力強化など地域産業の振興や、感染症や消費者問題など県民のくらしと安全を脅かす課題に積極的に取り組まれたい。
- ・ 大学や民間企業等との役割分担等を踏まえた効率的・効果的な運営、外部資金の獲得、成果の普及等に一層努力されたい。

教育機関

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 県立大学における食環境栄養課程や緑環境景観マネジメント研究科など専門職大学院等の開設、県立高等学校における特色選抜の導入や通学区域のあり方の検討、県立特別支援学校の再編整備（東はりま特別支援学校等）などが計画どおりに実施されている。

イ 今後の改革の推進について

- ・ コスト削減など運営の効率化は必要であるが、一方で、未来への投資は欠かせない。時代や社会のニーズに対応した大学教育の推進や、魅力ある学校づくりに引き続き取り組まれたい。
- ・ 次世代スーパーコンピュータの立地にあわせた先端計算科学分野の研究科の新設や、高度専門職業人育成のための経営専門職大学院の開設など、新たなニーズに対応した教育・研究の充実・強化に取り組む一方、既存の学部・学科の再編や見直しを推進されたい。

(4) 公営企業

企業庁

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 地域整備事業については、分譲実績が目標の 19.5ha に対し 15.3ha にとどまり、収入も計画を下回ったものの、営業費用の抑制等により、経営収支は計画（7 億円）を上回る黒字（9 億円）が確保されている。
- ・ 水道用水供給事業・工業用水道事業については、料金収入の確保、資金調達コストの軽減等が図られている。電気事業については、電力会社に発電所を譲渡し事業を廃止（平成 22 年 3 月末）するなど、概ね計画どおりに進捗している。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 地域整備事業については、経営収支の黒字は確保されたものの、2 年連続して分譲実績が低調な水準にとどまったことを踏まえ、分譲戦略の再構築を図り、企業誘致や分譲促進に引き続き取り組まれない。
- ・ 水道用水供給事業・工業用水道事業についても、今後の水需要を踏まえ、施設整備計画の見直しや適切な料金設定等について検討されたい。

病院局

ア 平成 21 年度の取組みについて

- ・ 診療機能の充実による収益確保や薬品の値引き交渉の強化等による費用抑制により、当期純損益の赤字額が目標の 13 億円から 10 億円に圧縮されるなど経営改善が進められている。また、尼崎病院と塚口病院の統合再編に係る基本構想の策定や加古川医療センターの開院など診療機能の高度化・効率化も図られており、概ね計画どおりに進捗している。

イ 今後の改革の推進について

- ・ 効率的・効果的な政策医療等の提供や自立した経営の確保のために、引き続き、医師確保に全力を挙げられたい。また、県立病院改革プランに定める平成 28 年度の黒字化達成に向けて、経営改革に取り組まれない。
- ・ 県民に良質な医療サービスを安定的に提供していくため、経営状況を踏まえつつ、計画的に施設整備を推進されたい。

(5) 公社等

平成 21 年度の取組みについて

- ・ 当期の収支目標を下回った事業を有する団体（4 団体）等もあるが、団体の統合（4 → 2 団体）や県派遣職員の削減（対平成 20 年度比 28 人、5.4%）等が着実に推進され、全体として概ね計画どおりに進捗している。また、運営の透明性について、県に準じた会計規程の整備も進んでいる。

今後の改革の推進について

- ・ 公社等経営評価委員会による提言・フォローアップも踏まえ、引き続き、事業や体制の抜本的な見直しとともに、県の財政的・人的支援を抑制し、経営の自立化を図られたい。特に、社会経済情勢の変化を踏まえ、公社等の必要性を見極め、その存続意義を、県民に分かりやすく情報発信されたい。
- ・ 収支目標を達成するため、未達成となった要因を分析し、その対策を強化するなど、さらなる経営改善等に取り組みたい。

(6) 自主財源の確保

平成 21 年度の取組みについて

ア 県 税

- ・ 個人住民税等整理回収チームの派遣（16 市町）や不正軽油対策の充実・強化、インターネット公売（195 物件）等の税込確保対策に取り組まれている。
- ・ 徴収歩合は、目標とする全国平均との格差は縮小しているものの、96.0%と、0.1 ポイント下回っている。

イ 使用料・手数料、貸付金償還金

- ・ 使用料・手数料については、74 事務についての新規手数料の徴収等が計画どおり実施されている。
- ・ 貸付金償還金については、収入未済額の解消を図るため分割納付の推進等に取り組んでいるが、収入未済額は 102 百万円増加しており、計画は達成されていない。

ウ 県営住宅使用料等

- ・ 毎月募集による空家期間の短縮により家賃収入は増加したものの、現年家賃収納率（98.11%）は目標（98.30%）や前年度実績（98.27%）を下回っている。駐車場有料化を実施した団地数も、対象 62 団地について、目標（44 団地）を下回る 22 団地にとどまるなど、計画は達成されていない。

エ 財産収入等

- ・ 未利用地等の売却処分の件数・金額とも目標を上回る実績（37 件 3,424 百万円）となるなど、全体としては概ね計画どおりに進捗している。

オ 資金管理の推進

- ・ 資金管理の推進については、市場公募債として初めて 30 年債を発行するなど、発行年限の多様化等、計画どおりに取り組まれている。

カ 課税自主権の活用

- ・ 法人県民税超過課税を延長し、第 8 期分（平成 21 年 10 月 1 日から平成

26年9月30日までに開始する各事業年度分に適用)は、子育てと仕事の両立支援に資する事業等に活用されるなど、計画どおりに取り組まれている。

キ 地方税財源の充実強化

- ・ 全国知事会等との緊密な連携により国へ働きかけるなど、引き続き積極的に取り組まれている。

今後の改革の推進について

- ・ 自己決定・自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するため、自主財源を最大限に確保することが必要であり、特に、県税等の徴収対策を強化されたい。
- ・ 県営住宅駐車場の使用料については、公平性の観点から、早期に、全ての駐車場の有料化を図られたい。
- ・ 今後とも、県債の安定的な調達を図る観点から、地元金融機関の資金運用ニーズを踏まえた資金調達など、県債発行手法の多様化を一層推進されたい。
- ・ 徹底した歳出改革のもとで、県土の安全・安心の確保や産業構造の強化など、県民の要請に的確に応えるため、現行の県民緑税や法人事業税の超過課税の延長を含めた課税自主権を積極的に活用されたい。
- ・ その他、未利用地の売却処分、使用料等の見直し、ネーミングライツの導入など独自の歳入確保対策にも引き続き積極的に取り組まれたい。

(7) 先行取得用地等

平成21年度の取組みについて

- ・ 先行取得用地については、里山林として活用するなかで、兵庫県土地開発公社が保有する先行取得用地の一部(淡路市多賀用地[20.98ha、3,041百万円])を県有環境林として取得するなど、計画どおりに進捗している。

今後の改革の推進について

- ・ 先行取得用地については、可能な限り、早期の事業化が図られるよう取り組まれるとともに、当面利活用の目処が立たない用地については、県有環境林として活用するなど、引き続き計画的に取得されたい。

3 地方から国への要請についての意見

我が国の厳しい財政状況に鑑みると、国・地方を通じた歳入増が不可欠である。今後とも、増加が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察など県民生活に必須の行政サービスを安定的に供給するためには、消費税・地方消費税の充実が基本と考えられる。

特に、地域の自立を確立するためには、地方税財源の抜本的な充実が不可欠で

ある。国の消費税の充実にあわせて地方消費税を充実するなど、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築を強く求めていかなければならない。

4 県の将来を見据えた県政運営についての意見

(1) 人口減少を地域づくりの好機として生かす

人口減少・少子化はますます進展し、生涯未婚率の上昇も大きな課題である。結婚についての家庭教育や学校教育が重要である。また、女性の働く環境や子育て環境の整備、女性の社会参画の促進といった女性側からのアプローチに加えて、男性側のアプローチを検討すべきである。

また、高齢化社会の進展は深刻な課題であるが、そのマイナスイメージばかりを強調せず、好機ととらえる姿勢が必要である。豊かな知識経験を有する元気なお年寄りの活力を生かす取組みを行政が先導していくべきである。

(2) 地域の活力を高める

地域の活力は、GDPなどの経済力だけでは計れない。人と人との繋がりもまた地域活力の源泉であり、地域で活動する人の量や質を高め、資源や資金を地域で循環させるなど、地域全体を経営していく視点が重要である。

一つひとつの地域の強みを産業、歴史や文化、自然風土などの観点から横断的に繋ぎ地域の求心力を高める取組みが求められる。兵庫の多様な地域特性に人々の関心を集め、高めるためのイベントやキャンペーンを地域ごとに仕掛けるなど、積極的に取り組むべきである。

また、今後は、スポーツ(Sports)、食(Kitchen)、教育(Education)、観光(Travel)、文化(Culture)、健康(Health)など県民生活の充実につながる分野に力を注ぐことも必要である。

(3) 世界の中の兵庫としての飛躍

高速道路網や空港・港湾など全国有数の基幹交通網を擁する広大な県土に、世界との活発な交流や豊かな自然が共存する兵庫の強みをいかに発揮するかが問われる。

阪神・淡路大震災の教訓を生かした防災・災害対策の取組みは兵庫が存在感を示す最たる分野である。また、世界に通用する人づくり、環境問題や次世代産業をリードするグリーンエネルギー、食料自給率向上などの取組みを強力に推進するなど、さらなる強みを育て世界の中の兵庫として飛躍する戦略を持つべきである。

あわせて、兵庫の将来を先取りする地域経営の研究を行う人材養成や体制強化にも意を用いるべきである。

(4) 今後の行財政構造改革の推進

改革の取組みは概ね計画どおりに進捗していると認められるものの、収支不足額をみても、本県の財政は依然として厳しい状況にある。

選択と集中の一層の促進、めりはりの効いた行財政運営など、3年目の総点検においても、さらに徹底して改革を推進すべきである。

改革の推進にあたっては、社会経済情勢の変化や、国の政策動向等の行財政環境の変化を的確に踏まえる必要がある。しかしながら、国の政策動向や、国出先機関改革をはじめとする地方分権改革は依然として不透明な状況にある。

今後、新成長戦略や中期財政フレーム等の財政運営戦略、地域主権戦略大綱等に基づく施策の動向等を的確に見極め、次のような点にも留意しながら、不断の見直しを行う覚悟で改革に取り組まれない。

- ・ 改革を推進するなかで、県民サービスの維持向上を図り行政としての役割を果たす仕組みとして、民間の力をさらに活用する手法等を検討すること。
- ・ 県民生活の安全安心確保をはじめとする行政サービスは県民の負担で支えられている。改革の推進により一時的に県民負担が生じても、将来的な県民の負担の軽減に繋がることを積極的に説明すること。
- ・ 地域を守る・支える取組みに対しての寄附・表彰制度など、県民の社会貢献を促進するための仕組みを検討すること。
- ・ 行財政構造改革は、県政全般にわたる改革であることから、県議会に対しても積極的な協力を求めながら、県政が一体となって推進すること。
- ・ 新行革プランは平成30年度までの長期にわたるが、可能な限り集中的に改革を進める一方で、将来を見据えた成長への取組みをあわせて戦略的に進めること。
- ・ 改革は削るだけではない。限られた資源を特定の分野に集中し、重点化することによって、県民に県政の目指す姿を示していくこと。